

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十二第

行發日一月九年二和昭

論叢

營業稅の課稅物件の地方分別難

法學博士

神戸 正雄

文化現象の凝集作用

法學士

恒藤 恭

純粹國家

法學士

作田 莊一

時論

獨逸社會民主黨の農政綱領

法學博士

河田 嗣郎

說苑

琉球の廢藩と日支兩屬關係の終末

法學博士

山本美越 乃

植民及び植民地の意義

經濟學士

長田 三郎

雜錄

英領東アフリカの現状と其將來

經濟學士

田島 正雄

同盟罷業保險の現状

經濟學士

近藤 文二

八日市の起源と歸化人

經濟學士

菅野和太郎

地方財政と累進稅比例稅

法學士

沙見 三郎

法令

議院法中改正法律・震災手形處理委員會官制・公益賣屋法施行規則・米及糧の輸入稅免除の件廢止

説苑

誤れる植民政策
の時期形兒

琉球の廢藩と日支兩屬關係の終末

山本美越乃

琉球藩士中最も強硬に朝命に反對したのは、嘗て三司官の地位に在りし龜川親方を中心とする一派であつて、松田大丞との談判急を告げ晝夜の別無く城府に會議の開かる、頃には、彼は既に隠居して公の會議には出席しなかつたが、其の配下とも稱すべき浦添・名護の兩按司及び當時有力なる地位に在りし數人の高官等は、城府會議の歸途必ず龜川邸に落合ひ同志の徒を招集して評議を凝すを常とし、彼等は朝命拒絶を主義として固く團結し、其の議に従はざる者は極力之を排斥するのみならず、甚しきに至りては日本に通じて故國を賣る者となし、衆人環視の間に在りて痛罵を加ふるを以て、心ある者は自ら口を緘して沈黙を守り、獨り龜川黨に屬する者のみが輿論を左右する有様であつた。此の如くして此の派に屬する官人等は前に藩王の朝命を奉せんとするの意あることを聞くや、是れ國家の大事を誤るものなりとし、左の諫言書を作りて之を衆官に示

し其の連署を求めた。

抑も我琉球の中華(支那)に於ける同文式化諸侯天王に奉事し玉ふ道にして、天地の大義不拔の國典に候得ば如何にも厚く忠順の御誠を盡せられ、世々代々無御替御確守被爲在候儀御本意の御事にて、我が君此道を以て國に忠を教へ、此道を推して、民に孝を諭し、孝を興し忠を勵し國を安じ民を保つの道無此上御事御座候處、唐相斷ち不申は藩難相保、藩さへ保居候はゞ機會に山り又以て進貢可相成哉との事件何分吟味難相付候。琉球は中華の辰己海隅に僻居すと雖も、忝も天朝の藩國に被封其威光を以て是迄日本よりも親切に禮遇有之異國の慢りをも受不申筋相見、勿論小邦の弱き大國の強きは可恐事にて夫丈勢に迫る事も候はゞ、其時は權宜の處行も可有之候へ共、左程の儀にても無之未だ御手數も有之候場に彼が威し候迎輕々敷唐相斷ち候には、縱令ば盜人に被威候へば是を防ぐの術は不盡して子其父を捨臣其君を不顧候も同然不忠不孝の罪難遁、第一唐に付ては御本意不相立萬國にも輕慢せられ大和の御取扱も如何相成べく哉、然る時は國あれども無きが如く時の君臣後世に議論せられ天を終るの帳無此上、仰で戴く所なく俯して蹈む所なく何を以て天地の間に相立可申哉、古來忠臣孝子の上にも強暴に引制せられ君父に事るの誠存所に不能る者は可有之候へ共、人の權威を恐れ自ら君父を斷ち候儀は絶て有之間敷、尤勅命違背と申も忠頑にして教化に不順候歟、或は城廓の固きを頼み租税を不供候歟、或は亂禁にして王法に背き是に論候ても順ひ不申杯の者を申事にて、此節の儀右様の儀にても無之、彼の租税も在來通にて唐との事件以前の如く被差免信義相立度との儀に候を、彼専ら己が功利の爲め我弱きを慢り勅命違背杯と無理に威し候を驚き、直様唐を斷ち候筋にて自然唐より罪を問はれ候はゞ答るに言なく、是より我國の信義頓と相絶可申、嗚呼忠順可嘉守禮之邦を以て自ら罪を中國に得て海邦濟美すと不相保海表泰藩たるの道被御失候、(下略)

然るに衆官等は其の文意の不遜にして禮を缺けること甚しきより連署を肯んじなかつた爲めに、遂に之を藩王に呈出する運びには至らなかつた。

又或時には首里各村の士族等數百人會合して藩廳へ上書し、過ぐる年伊江王子宜野灣親方等が東京に於て封王の詔書を受領し來れる事が、今回の國難の原因を成したものであるから彼等を嚴重に處分すべしと迫り、又或時には藩王の朝命に従はんとするは側近の臣等が正論を呈じないからである。斯かる輩の君側に在ることは大事を誤る本なるを以て之を島拂とすべしと主張し、又或時には無名の檄文を各村に廻付し、即刻會合すべく若し肯んぜざる時は之を討伐すべしと威嚇した、是等の反對運動の急先鋒は常に龜川黨であつて、彼等の煽動に由り一時島内は鼎の沸くが如く混亂状態を呈した、然るに一方松田大丞と同行東上せる池城親方等は、分遣隊設置・刑法取調擔當者及學事修業事情通知者の上京に關しては請書を呈し、別に支那に對する進貢歎願書を差出したが、此の事のみは聞届け難しと一言の下に却下せられた、支那に對する進貢の問題に就ては既に我が政府の意見は確定不動であるに拘らず、琉球の使臣等は再三再四歎願し來るを以て、終に明治九年六月一日政府は左の達書を出した。

其藩清國へ對スル臣禮謝絶ノ儀ニ付昨年内務大丞松田道之ヲ派遣シテ被相達候末同人歸京復命ノ時ニ當リ猶直ニ歎願ノ爲メ委員トシテ三司官池城親方ヲ上京縷々具陳ノ趣モ有之候得共難聞届元來清國へ對スル臣禮ノ儀

ハ我國體ト國權ニ關スル最大ナルモノニ付斷然謝絶セシメザルヲ得ザルトノ深遠ナル御詮議ニ出タル儀ニ候條共一藩姑息ノ情ヲ酬量スベキ筋ニ無之依テ向後如何様歎願候トモ採用不相成候條厚ク可相心得此旨相達候事

明治九年六月一日

太政大臣 三條 實美

併し琉球に於ては尙ほ歎願を斷念せず、更に三司官富川親方及與那原親方等を東京に派遣し、或は琉球自ら支那と絶つの理なし日清兩國の談判の結果皇國の專屬となるを得ば琉球は甘んじて其の命に遵はんと言ひ、或は琉球は五百年來支那に臣屬して其の恩義天地に喻ふべし、然るに今若し支那と絶たば國にして國にあらず人にして人にあらずと云ふが如き論法を以て哀訴して止まなかつたが、政府は常に「難聞届」の一言を以て之を却けた、藩廳に於ては百策盡き終に直接支那政府の援助を請ふ他途なしと云ふことに衆議一決したが、我が政府の怒に觸れんことを恐れ祈願の爲め伊平屋島に赴くと僞り、同年十月幸地親方を窃に支那に遣して支那政府の援助を請はしめ、翌十年三月池城親方は歎願書を呈出すること既に十數回の多きに及ぶも毫も政府の願みる所とならざりしより、憂悶の極病を獲て東都に客死し、同年八月には日本專屬論の先驅宜野灣親方も病の爲めに歿した、彼は其の死に至る迄藩廳の衆官等が唯己れの門閥を如何にして維持せんかと云ふ事のみ汲々として社稷の安泰を希ふの念に薄きを憤慨して居つたと謂ふことである。

同年九月東京駐劄清國公使何張兩氏琉球問題に付て我が外務卿に書翰を送つたが、こは恐らく

琉球藩廳の請援に基いたものであらう、其の要に曰く、

琉球は清國海中群小島嶼相輻て一國を成す境域限りあり物産饒かならず自ら給するに足らず況や餘贏あらんや之を貪るに足らざる論を諉たず、其地勢斯の如しと雖も亦能く自ら一國を成せり、且明の洪武年間より隸屬して封冊を受け貢物を献し外藩屬部の形を成したり、然ども其國政治は固より其國政府の權内に委し敢て他より啄を容れざるなり、大清の朝に至り其國疊爾たるを恤み益々親愛する所ありしに彼亦益々大清を恭敬する甚だ厚きを加へり、成規に據れば琉球の清に貢物を献ずるは二年に一回今に及び嘗て絶へず其成規禮法は載せて大清寶典及禮部省の章程中に在り、(中略)、我咸豐年間琉球は米佛蘭三國と盟約を締結せしが書法記録文書一に清國制に遵へり、琉球の業已に清朝に屬せるは歐米各國之を知らざるなし、然るに日本は琉球の清國へ貢物を入るゝを禁じたりとの風聞を得て清國滿朝容易く信ぜず、日本は大國なり如何ぞ交際の義務を顧みずして最小の邦土を壓し信を失ふの事を爲さんや、果して此風聞をして信ならしめば情誼通理兩ながら地に墜ちたりと云ふべし、余等公使の命を奉じ東京に來る已に數月細大の情況を視察するを得たり、故に余輩は兩國間に盟約せる和親の交際をして益々平穩無事の境域に至らしめんことを致々是勉め嘗て一日も安息することなかりしは貴國正に記すべし、條約第一款に兩國相互に其屬領に對して愛恤を加へ敢て侵すことなしと記載したるにあらずや、今琉球に加ふるに侮謾凌辱を以てし恣に舊制法を變更せば閣下清國に何の面目かある將た琉球の同盟國に何の面目かある、琉球小なりと雖も國民貴となく賤となく皆心を清國に馴服するに閣下今之を凌がんとするは事甚だ難からずや、目下各邦相親み禮讓を重するの日に際し條約の義務を履行せず非理を以て小國を凌ぐことあらば是を人情に照し是を萬國の公法に問ふも誰れか輕々に看過すべき、各國之を聞かば恐らくは黙して止まざるべし、余輩日本に欽差せらるる冀くは兩國の交誼をして益々鞏固ならしめんが爲め該事件に就き閣下に

謁して丁寧反覆言ふ處ありしも國辭の差違あるを以て遂に思ふ所を盡す能はず、故に之を札に書して閣下に奉呈し懇請す、琉球を處するに正理を以てして彼舊規及び政體を變ずることなく、依舊清國に貢物を入れしめんことを(下略)。¹⁾

然るに大久保内務卿此の書を見て是れ我が國を侮辱するの甚しきものなりとし、直ちに之に對する答辯書を清國公使に送つて曰く、

日本の琉球を領屬したる原由を考ふるに琉球は南島と稱し或は沖繩と號し歷世其稱を異にす、日本元明天皇の時琉民に位階を授け物を贈れり、元正天皇の時琉民來朝す、其後碑を琉球に建て地位里程港及び食水の在所を明かにす、又古記を按ずるに南島は太宰府の管理する所となり方物亦米を貢せりと嘉吉年間將軍足利義教薩摩國主島津忠國の勳功を賞し琉球を賜ひしより以來今に至るまで薩摩の屬藩と爲せり、嘗て島津氏に納租を怠りし事あり時に秀吉朝鮮を征討せし時琉球の酋長に命じ糧食を備へしめしに酋長命を奉じ速に其半を供したり、(中略)、且地理上の關繫を論ずるに琉球は大小三十七の島嶼相集て群を成したるものにて其地の面積薩摩國の凡そ十分の一に均しく人口凡十六萬薩摩の西南に亘れる群島と相連りて鐘鎖の一部を成し其地理形勢都て薩摩系に屬す、且琉球は日本と文字を同うせり琉球の所用伊呂波四十八字は則ち日本の文字にして爲朝の琉民に傳へたる所なり、言語も亦日本と語原を同うす自ら稱して沖繩と云ひ亦天津尊の遠裔なりと云ふ此等の名稱は純然たる日本の語なり、且琉球民の神道を信するを視るも亦日本の憑據とするに足れり、神道は日本の宗教にして他にあらざるところのものなり、亦琉民宴會等の儀式を見るに小笠原流を用ふ小笠原は日本有名なる禮法家の古哲にして日本今に其式を行へり、貴國の如く椅榻を用ひずして床上に坐臥し食するに當て人毎に一膳を用ふるは日本の通俗に轍を同うせり、今貴君等日清兩國互に其領地を侵さざる條約程款に違背云々の如きは

1) 『琉球見聞録』、一三六乃至一三八頁。

毫も辯解を要せず單に排却すべきなり、蓋し琉球が公然日本の武力に服従し日本主君は數百年來琉球民を保護管治し之が爲めに法令を下し亦其貢租を領收したる等の事實あるにも拘らず、貴國の琉球を以て其領地なりと主張するが如きは妄誕と謂はざるを得ず、到底此主張も亦辯解を要すべきに非ず、貴君等琉球は一建國なり他各國の與かるべきに非ずと言はゞ甚だ過れり、日本は琉球を不羈獨立と認めざるなり、貴國の隣邦諸藩を懐くるに漫然たる處置を以てし其國王を封じ其國を附庸視するも其名あつて其實なし、日本の琉球に於ける乃ち然らず事實の確乎として史乘の之を徵するあり、日本は古より琉球を隸屬とし其人民を得するの事實を想起するに足るべし、琉球の凶荒に遇ふや日本政府米穀金錢を發して之を賑救せり、數年前琉民臺灣蕃民の爲めに殺害せ本政府師を起して其暴戾を征せり、然るに貴國敢て之を拒まず却て日本の義學を好みし臺灣蕃民が琉民に加へらる日たる罪を償ふに至れり、且日本政府近時封建制度を廢して新政體を設立し中央政府が帝國の各部を直轄するに至りたる今日に及では恃り琉球のみ猶ほ舊に依り從來存立する事物を盡く保存せんことを望むも得べからざるなり、只琉球は洋中に在るが爲に政體變革の及ぶ所亦最も後れたるのみ、今や我邦政體の變革を彼島に及ぼし其人民と我政府の關係を直接のものとなすは唯我帝國嘗て各藩に施したる所の者を以て彼に施したるなり、今貴國政府が爭論を發したるは上文の事實並に琉球の歴史及び事情を知悉せざるに因るべし、畢竟貴國は琉球人の爲めに欺かれたるなり琉人は商賣上の利益を占領せんが爲めに隱秘及び詐僞の方便を以て貴國を騙欺したり、其確證實例の如きは滿摩國主と尙導との間に起りたる不和を歴史に就て見るべし、(中略)、日本は古代より主權を該島に施し之に布くに法憲律例を以てし其酋長をして永く忠勤を致さしめたり日本の該島を認めて屬地なりと確言するは之が爲めなり。

と、清國公使の抗議は此の如くにして龍頭蛇尾に終りたるも、這般の消息に通せざる琉球の官民

1) 『琉球見聞録』、一三八乃至一四一頁。

等は、清國公使の琉球問題に關して我が政府に交渉する所ありしを耳にするや、之れ我を救はんが爲めにして最後の勝利は必ず大國支那に歸すべしと速斷し、爾來朝命を蔑視して恐るゝ色なく、支那の我を援くる以上は日本は如何とも爲し得ないであらうと信じて居つた、併し此の推測は全く裏切られ彼等の歎願は我が政府の採用する所ならざりしを以て、富川與那原等の琉球の使臣は東京に於て窃に英・米・蘭等の各國公使を訪ひ、日本政府を説得せんことを乞ふた、英・蘭二國の公使は體よく其の要求を拒絶したが、獨り米國公使のみは本國政府の指圖を仰ぐべき旨を答へた、併し其の後問題は何等の進展を見なかつた、既に幾度か歎願の趣旨聞届け難き旨を傳へたるに拘らず、琉球藩廳に於ては朝命に違はざりしを以て、明治十二年一月政府は再び内務大書記官松田道之を琉球に遣はして左の督責狀を交付せしめた。

去ル明治八年五月廿九日ヲ以テ清國へ隔年朝貢使節ヲ派遣シ清帝即位ノ節慶賀使ヲ差遣シ藩王代替ノ節清國ヨリ冊封ヲ受クル等ノ儀被差止ノ旨被相達候處歎願ト稱シテ于今遵奉書ヲ進呈セズ且九年五月其地ニ裁判事務悉皆可引渡ノ處是亦歎願ト稱シ于今遵奉不致等ノ始末實ニ以テ不相濟事ニ候此上遵奉不致ニ於テハ相當ノ處分ニ及ブベク此旨督責候事。

明治十二年一月六日

太政大臣 三條 實美

之と同時に松田書記官も左の意見書を手交し、其の回答は二月三日午前十時を限りとする旨を附加した。

(上略)

一、抑々別紙御達書ノ條件ニ付テハ先年拙者當藩ニ出張被仰付貴下(藩王ヲ指ス)ト數回御應答ニ及ブト雖モ遼奉ノ御決答ナク遷延殆下六旬餘ニ及ブヲ以テ拙者ハ應答ヲ中止シ決然去ラントスルノ際藩吏ノ哀情切々請所アルヲ以テ其情願ヲ許シ貴下ヲシテ太政大臣ニ一書ヲ入レシメ一應藩吏上京直ニ敷願シ若シ尙ホ許可ナキニ至レバ其上京ノ藩吏ヲ以テ直ニ遼奉セラルベキヲ約シ拙者藩吏同伴シテ歸京シタリキ而シテ政府ハ果シテ其敷願ヲ聽許セラレザリシナリ然ルニ爾後尙ホ敷願ト稱シテ遼奉ナク緩漫今日ニ至ルハ實ニ政府ヲ欺キ亦隨テ拙者ニ對シテ食言セラルルモノト言フ可シ(中略)且拙者ノ聞ク所ニ依レバ幸地親方ヲシテ劔ニ支那ニ投ジテ彼政府ニ哀訴セシメ又在京親方等ヲシテ或ル二三ノ駐劔外國公使ニ倚囑スル所アラシメラルル等種々隱匿ノ所爲アリシト若シ果シテ眞ナレバ實ニ政府ニ對シテ大不敬ナルノミナラズ國憲ヲ犯スモ亦不輕今政府ノ嚴ニ督責アルモ其實ハ貴下自ラ招カル所ナリ乞フ宜シク御自反可有之候。

(下略)

然るに藩廳の衆官等は此の督責狀に接するも毫も不安の色なく、清國の強大を以てして其の外藩を他國の手に歸せしむるが如きことはあり得べからざることである、若し日本政府にして暴力を用ひて我れを威嚇せば清國必ず之を膺懲せん、故に此の際は上下心を一にして政府の命令を拒否すべきであると云ふことに衆議一決し、藩王をして左の回答書を呈出せしむることゝなつた。

清國へ朝貢慶賀並彼の冊封を受くる等の件被差止候儀且裁判事務于今遼奉不致に付御督責書拜承内務大書記官松田道之殿御説諭をも承知仕り確と及驚愕諸官一同熟評させ候處弊藩清國との事件並に裁判事務等の儀情義

に於て行はれ難き譯有之此程百方歎願仕りたる通にて東京駐劄清國公使より弊藩使者等へ情實査問に因り告明致し候處既に外務省へ照會相成たる由就ては御協議不相成内遵奉仕候儀清國へ對し相濟ざるのみならず彼より譴責せらるべくは必定にて進退兩難愁嘆の至りに堪へざる次第に付直ちに遵奉書差上候儀實に不相調御協議濟の上は何様とも可奉畏候間何卒小邦如何ともするなきの情狀御憫察被成下度舉藩一同伏して奉哀願候頓首百拜

明治十二年二月三日

琉球藩王 尙 泰

太政大臣 三條實美殿

松田書記官は此の返書を領するや、後日の處分を待つべき旨を言ひ殘して翌日解纜歸京の途に就いた。而して同年三月二十五日愈々琉球の處分問題を解決せんが爲めに松田書記官は隨員・警官・歩兵等約五百名を伴ひ那覇に入港し、同二十七日城府に赴き衆官列坐の席に於て、

琉球藩王 尙 泰

去ル明治八年五月二十九日並ニ同九年五月十七日ヲ以テ御達ノ條件有之候處使命ヲ不恭實ニ難差置次第ニ立至リ依テ廢藩置縣被仰出候條此旨相達候事

明治十二年三月十一日

太政大臣 三條實美

琉球藩

其藩ヲ廢シ更ニ沖繩縣ヲ被置候條此旨相達候事

但シ縣廳ハ首里ニ被置候事

明治十二年三月十一日

太政大臣 三條 實美

どの達書を藩王代理に手交すると共に、藩王には至急上京すべき旨を命じ、且首里・泊・久米・那覇等の士族總代を召集して左の告諭を與へた。

今般琉球藩ヲ廢シ更ニ沖繩縣ヲ被置タルニ付テハ今後如何様可成行ヤト苦神ノ者モ可有之因テ其主意ノ大略ヲ告示セントス 抑ト此琉球ハ古來我ガ日本國ノ屬地ニシテ藩王始メ人民ニ至ルマデ皆共本邦 天皇陛下ノ臣民ナレバ其政令ニ從ハザル可カラズ然ルニ明治八年五月二十九日同九年五月十七日本年一月六日ヲ以テ御達ノ御主意有之處藩王ニ於テハ其使命ヲ奉ゼズ不遵ノ奉答書ヲ呈シタル段實ニ難被差置次第ニ立至リ理勢不得止遂ニ今般ノ御處分ニ相成タリ然レドモ舊藩王ノ身上及ビ一家一族ニ於テハ優待ノ御處分ヲ以テ將來安堵セシメ其士民一般ノ身上家祿財產營業等ノ上ニ於テモ苛察ノ御處分無之勉メテ舊來ノ慣行ニ從フノ御主意ナルノミナラズ却テ舊藩政中苛酷ノ所爲又ハ租稅諸上納物等ノ重斂ナルモノハ追テ御詮議ノ上相當寛減ノ御沙汰可有之ニ付世上ノ流言風説等ニ惑ハズ安ンジテ各自ノ家業ヲ相勵ムベシ此旨無洩告諭スル者也¹⁾

明治十二年三月二十七日

之に對して藩廳の官吏等は歎願其の效無きを知るも、尙ほ苦衷を訴へんが爲めに左の願書を呈出した

先般兩度の御達違奉不致に付廢藩置縣の御處分被仰付候旨太政大臣三條實美殿下より弊主への御達書^{臣等拜}受し必至と驚愕手足を措くに所なし依之哀願する恐懼震慄の至りに堪へずと雖も當藩は自ら開闢し素より君主

1) 『琉球見聞録』、一五一頁。

の權を有し御内地舊藩とは相替り候處廢藩置縣被仰付候ては君主の名義相廢し縱令萬民身上は如何様御撫恤を蒙り候も何れも安着不罷成憂心焚ゆるが如く殆ど死に就くの地に立至り居候次第御座候先度弊主の呈上したる願書も命令を遵奉せざる譯には無御座清國と御協議濟の間延期奉願たる儀に御座候間何卒廢藩置縣の御處分御仁免被成下度弊主には御嚴命拜承するより神魂飛散し思慮工面も屆兼候に付臣子の情節何共緘黙し難く嚴威を不憚陳情仕候間幾重にも情實御憫察被下度泣血奉懇願候也。

明治十二年三月二十八日

舊藩吏連署

が、松田處分官は之を顧みなかつた、此くして明治十二年三月三十一日正午十二時を限り藩王に居城を退去し、上京の時迄嫡子尙典の邸に居住すべき事、沖繩縣令に土地人民其の他舊藩の管轄に屬したるもの、引渡手續を爲すべき事、土地家屋倉庫金穀船舶其の他の諸物件の官有物と私有物を明細に區分して具申すべき事、藩王の上京は四月中旬と定め諸事差支なき様用意し期限を違ふべからざる事等を命じた、琉球の官民等は事茲に至るも尙ほ清國の援助を夢想し、此の實情にして清國に通せば必ず兵を送りて我を救ふべきに付、今日本の命令に従ふことは却て後日に患を殘すものであるとの主旨より、處分官の藩王に對して一般士民に廢藩置縣の事及今後は新に設けられたる縣の命令に従ふべき旨の布令を出して、民衆に適從する所を知らしむる方法を執るべき様命じたる事をも藩王をして之を拒絶せしめた、而して斯かる反對運動は概ね龜川黨の指圖に出で、彼等は清國の援助を堅く信じて日本より如何なる申出あるも之を拒絶すべく、若し之に従

ふ時は廢藩置縣を承認したること、なる故、身命を賭しても峻拒すべき旨の建議を藩廳の高官等に提出し、此の目的を貫徹せんが爲めに首里・那覇等の士族を煽動して強硬なる反對運動を爲した所から、其の中間に立ちて藩王及舊三司官等の苦心は尋常一様ではなかつた。

四月初旬に至り松田處分官は藩王の上京準備に付て督促する所があつた、然るに藩王は年來の宿痾近時快からざるの理由を以て延期を請ひ、按司・親方及世子中城王子(尙典)等よりも藩王病の故を以て暫く上京を猶豫せられんことを請ふたが、松田處分官は之を許さなかつた、併し當時縣令心得の任に在りし木梨精一郎の取りなしにより、中城王子自ら上京して八十日間の延期を政府に請願することに漸く處分官も折合ひ其の承諾を與へた、但し之と交換に先きに達し置ける舊官民への布達の件及諸般の引渡は勿論取調事件を即時解決すべきことを命じた、藩王の上京延期は固より病體懸念に堪へざるものありしことは事實なるも、又其の半面には此くして時日を遷延せば其の間に清國政府は琉球の實情を探知して援軍を送り、藩王の上京は勿論廢藩置縣の問題も自ら消滅するに至るであらうとの空頼みが一般人の心中に深く喰入つて居つたからである、此の如くにして世子尙典は左の書翰を携へ四月二十三日に那覇を發した。

今般上京可致旨太政官ノ命令其上内勅使御航來速ニ東上スベキノ 聖諭ヲ蒙リ惟命是從フベケレドモ當分重病ニ罹リ旅行不相叶且廢藩ニ付テハ人民説諭諸般付届方モ有之乍恐八日間延期願ノ爲メ嫡子尙典東上セシメ

候間願ノ通り御許容被下度奉懇願候恐惶頓首¹⁾

明治十二年四月 日

舊琉球藩王 尙 泰

太政大臣 三條實美殿

松田處分官は前述の如く藩王の上京延期を聽るすと交換に諸般の引渡事務を着々實行すべき旨を命じたるより、世子の上京後間もなく先づ一般士民への布達方を督促し、舊三司官の連署を以て左の布告を國內に發せしめた。

清國へ朝貢等の事件斷絶候儀難默止太政官へ數回數願爲仕儀候處今般に至りては命令不恭の旨を以て廢藩置縣の御處分被仰付士民等に對し中分け無之闕入居候得共疑惑を懷き候ては不相濟候條宜しく方向を定め新縣の命令に従ひ候様可致注意候内務大書記官松田道之殿より御達も有之候に付士民一般へ可申渡旨御沙汰有之此段廣告候事。

明治十二年四月二十九日

舊三司官三名連署

併し舊官吏及士族等は各所に集合して益々結束を固くし、日本の命令は飽迄之を拒絶して唯清國の援助を之れ待つべき旨の申合せを爲し、若し日本の命を奉じて官祿を受くる者あらば其首を刎ね、正義の爲めに迫害を受け生命を落す者は妻子を救助すべき誓書を作りて之に連署する等、反抗的の運動は毫も終止する様には見へなかつた、此の間松田處分官は舊藩王に對して士民等の斯かる不穩の行動に出づることの不都合を詰り、嚴に之が取締方法を講すべきことを要求した

1) 『琉球見聞録』 一六八乃至一六九頁。

2) 『琉球見聞録』 一七〇頁。

が、容易に之を鎮撫し得なかつた。

五月十八日に至り藩王の病氣見舞の爲めに侍醫を差遣せられたが、同日松田處分官は先きに世子上京八十日間の延期を願出でたるも聞届けられざる旨東京に於て指令あり、且侍醫の診察に據れば現今の病狀は何等上京に差支へなしとのことなれば、一週間内に出發上京あるべき旨を申出でた、舊官吏等は固より自ら進んで藩王に上京を勧める勇氣はなかつたが、督促頗る急にして若し其の命を奉せざる時は斷乎たる處分に出づべきことを附加したるより、藩王も終に上京の決意を爲し此の旨を回答すると共に各村より士族の代表者を呼出して漫りに激昂して常規を逸するが如き行動に出づることなき様諭した爲めに漸く鎮靜に歸した、此くして同月二十七日舊藩王尙泰は第二王子及隨員約百名を伴ひ正午那覇を解纜して上京の途に就いた、當時此の行を送る者皆其の面を掩ふて正視する者がなかつたと謂ふに、獨り隨員等は平靜毫も常時と異ならなかつた、之は蓋し彼等の意中には今日藩王の受くる耻辱は他日清國をして援兵を派遣せしむる原因となり、久しからずして此の不面目を雪ぎ琉球を泰山の安きに置くことが出來ると考へたからである云ふことである。

松田處分官は既に廢藩置縣の處分問題を解決したるを以て近く歸京せんとするに當り、朝命を非議して動もすれば不穩の行動に出でんとする舊藩士族等に對して左の告諭を發し、諸般の事務

は新縣令(鍋島直彬)に引繼ぎ六月十三日に那覇を去つた。

拙者今般始メテ御處分ノ事ヲ行ヒタル以來子等ノ動靜ヲ視ルニ種々紛紜ノ論議アルノミナラス就中不穩ノ所爲ニ涉ラントシタル者ナキニアラズト雖モ遂ニ恭順ノ道ニ基キ舊藩王ヲシテ罪ニ抵ラシメズシテ此全島ノ人民ヲシテ今日ノ無事安寧ヲ樂シムニ至ラシメタルハ舊藩王及全島人民ノ爲メ實ニ賀スベクシテ子等ノ國ニ忠ナル豈ニ感ゼザランヤ然リ而シテ猶ホ一事ノ以テ子等ノ爲メニ憂フベキモノアリ則チ此頃子等ノ舉動ヲ察スルニ新縣ニ於テ如何ナル職務ヲ命ゼラルルトモ固ク之ヲ辭スベシトナシ若シ之ヲ奉ズル者アレバ親戚之ヲ責メ朋友之ニ迫テ退カシムルガ如キ暴戾可惡ノ所爲アリ而シテ其然ル所以ハ蓋シ舊主ニ對スル情誼ヨリ出タルナルベシト雖モ其舊主ハ已ニ恭順朝命ニ從テ居城ヲ退キ舊藩事務ヲ整頓シ遂ニ病ヲ勉メテ上京シ其忠誠ヲ表シタルニ今子等ニシテ猶ホ如此ノ所爲アルハ其舊主ニ對スル情誼ノ主義ヲ誤ルノミナラズ却テ舊主忠誠ノ意ニ悖リ實ニ惑ヘルノ甚シキモノト云フベシ故ニ子等實ニ公明不耻ノ心アラバ新縣ノ命ズル處ニ從ヒ何等ノ職務タリトモ從事スベシ然ルトキハ却テ舊主恭順忠誠ノ意ニ協ツテ而シテ子等ノ當主ニ對スルノ情誼モ亦全キナリ且元來縣ニ職ヲ奉ズルハ縣ノ爲メニスルニアラズシテ其社會ノ爲メニスルノ理ナレバ彼ノ戰國ニ行ハレタル處ノ其主ニ背ヒテ敵主ニ仕フルガ如キノ業ニ非ザルハ判然トシテ甚ダ明カナリ子等盍ゾ早ク此ニ着眼セザランヤ然ルニ子等猶ホ悟ラズシテ舊態ヲ改メザルトキハ新縣ニ於テハ子等ハ到底用フルヲ得ベカラザルモノトナシ百職皆内地人ヲ取り遂ニ此上人ハ一人ノ職ニ就クヲ得ルモノナクシテ自ラ社會ノ侮慢ヲ受ケ殆ド一般ト區別サルルコトハ恰モ亞米利加ノ土人北海道ノあいの等ノ如キノ態ヲ爲スニ至ルベシ而シテ是子等ノ自ラ招ク所ナリ且此琉球ノ地タル土地狹クシテ人多ク其事ノ何タルヲ問ハズ多方從事セザレバ生計ヲ得ル甚ダ難シ百職皆内地人ノ專有トナルトキハ此土人ハ多少ノ職業ヲ失フニ至ルベシ而シテ是亦子等ノ自ラ招ク所ナリ嗚呼實ニ慮ラザルノ甚シキモノト

謂フベシ子等幸ニ悟ル所アレバ此土人ノ權利ヲ縮メ此土人ノ利益ヲ失フノ原因トナルベキ舉動ヲ爲スナカレ拙者近日將ニ歸京セント去ルニ臨ンデ爲メニ數言ヲ留メテ以テ諭ス。

舊藩王尙泰は上京後皇室の優遇を受け東京に移住せんことを命せられたるも、之を固辭して故山に歸臥せんことを請ふたが、此の事は遂に許されなかつた、廢藩當時琉球人中密に福州に航して既に同地に在りし幸地親方に廢藩の事情を告げ、清國の援助を乞はんと努力した者があつた。併し直隸總督李鴻章は藩王既に日本に歸順して華族に列せられ高祿を受くる今日之を援助するの理由なしとして拒絶したが、斯かる消息の本國に通せざりし所より國人等は尙ほ清國の援助を恃みとして日本の命を奉せんとはせず、舊三司官及衆官等にも縣令より官職を授けんとしたが之に應ずる者はなかつた、又舊藩官吏にして俸給を受くべき者及士族平民等の勤功ある者にして未だ役俸を受けざる者にも舊藩例に照らして支給すべきに付き取調べの上呈出すべきことを命じたるも彼等は日本の扶持を受くるを屑よしとせずして之を辭した、併し歲月の經過と共に生活は次第に窮乏を告げ飢餓の其の身に迫るに及び、終に年來の主張を拋擲し俸給及家祿役俸等の下賜を哀願して之を受くるに至つた。

廢藩置縣以來人心の動搖甚しかりしを以て、最初は島民に對して極めて寛大なる方針を執り、假令反抗的態度に出づるも敢て之を糺責しなかつたが、既に諸般の引渡を了し縣治方針も略ぼ

- 1) 『琉球見聞録』、一七六乃至一七七頁。
- 2) 尙泰は從三位に叙せられ麟香間祇候を仰付けられ尙ほ金祿公債證書貳拾萬圓を下賜せられた。

定まれるより、命令を遵奉せざる者は法に據つて處斷すべき主義を確立し、舊藩官吏たると人民たるを問はず苟も命令に従はざる者は之を拘引留置して所罰した爲めに急に恐怖の念を生じ、舊藩吏等は姑く日本の命令に従ひ表面従順を裝ふて徐ろに清國の援兵を待つ他のなしと決意し、左の歎願書を呈出することゝなつた。

舊藩吏諸卿島士族の者共之中不都合の廉を以て多數御拘留被仰付候に付ては實に恐縮石者全く私共廢藩の際倉卒繁劇自然事務上不行届の處より前條の件を醸し甚だ以て恐懼至極奉存依て爾後萬緒不都合無之様勉強敢て引請必ず取計ひ可申萬一將來に不都合醸生し候はゞ私共に於て其責を荷擔可仕候條何卒前顯之情實御憐察の上特別の仁恤を以て右舊官吏及士族共の科過御宥免被仰付被下度奉存候伏て奉歎願候也

明治十二年九月十四日

舊衆官連署

當時の舊藩吏等の態度に關しては喜舍場朝賢氏も其の著「琉球見聞録」(一八九頁)中に、「警部即ち安室津波古其他拘留の舊藩吏士族等を悉く放回す、其放回するや首里各村期日を異にして士族等を舊客館に喚出し悉く大廳に排列跪坐し、拘留の者其村の産に係るを解放し其列坐に加へしめ、警部數名廳上にありて再三數四説諭を加ふ、(中略)、士族等は稽首叩頭唯言ふ是れ唯々するのみ、然れども頑心猶ほ化せず陽には服従の色ありと雖も陰には背戾彌々固まり、意に謂ふ國家既に滅亡す藩王汗辱を蒙れり、清國何が故に軍艦を遣はすの晚きやと、今日は至るか明日は來るかど大早の雲霓を望むも雷ならず、此山に陟り彼峰に躋り佇立して眼目の枯るゝ迄西南滄海を望

めども些少の影響あることなし』と述べて居る、以て其の一斑を推すことが出来る。

其の後北米合衆國前大統領グラントの東洋各地を巡歴して支那に入るや、清朝の依頼を受け琉球問題に關して日支兩國間に仲裁の勞を執らんとしたことがある、彼れの意見に據れば日清兩國が琉球問題の如き些々たる事件の爲めに相争ふことは得策ではない、宜しく琉球諸島の間に一線を引き臺灣に接近せる數箇の島嶼は之を清國に與へて此の紛争を解決しては如何との事を以てした、之に對して我が政府は仲裁の勞は謝するに餘りあるも琉球は元來我が國の領土である、故に我れより其の割讓を提議する謂れはない、若し彼れより其の割讓を請願し來らば我れに於ては考慮する餘地があると答へた、グ氏は此の旨を清國政府に通じた所が、其の後同政府より琉球本島を獨立國となし東北群島は日本に西南諸島は清國に歸屬せしめんことを提言し來つた、併し我が政府に於ては是れグ氏の仲裁の本旨を没却せるものであるとして斷乎として拒絕した、其の後も舊藩吏等と清國政府との間には琉球の國權回復運動に付種々畫策する所があつたようであるが、到底成功の見込無きを覺るや、清國政府は此問題から手を引くことゝなつた爲めに、所謂琉球の處分問題なるものは茲に内外に對して決定的の終末を告ぐるに至つた。